

第3次流山市 子どもの読書活動推進計画（素案）



流山市教育委員会

第3次流山市子どもの読書活動推進計画（素案）

目次

第1章	計画策定の背景	1
1	子どもの読書活動を推進する意義	1
2	計画策定の背景	1
3	計画策定の位置づけ	3
4	計画策定の目的	4
5	計画の期間・対象	4
第2章	第2次計画における子どもの読書活動の状況	5
1	第2次計画期間における主な取組の状況	5
2	子どもの読書活動の現状	10
3	課題	20
第3章	計画の基本的方針	22
1	3つの基本方針	22
2	計画の推進と評価	22
3	持続可能な開発目標（SDGs）との関連	23
第4章	計画の具体的方策	24
1	発達段階ごとの読書活動の特徴	24
2	基本方針①子どもの読書環境の整備・充実に基づく取組	25
3	基本方針②家庭、地域、市立図書館、学校等の連携・協力による 子どもの読書活動の推進	30
4	基本方針③子どもの読書活動に対する理解・関心の向上と普及	34
5	読書バリアフリー推進のための取組	35
6	目標とする指標	37
	用語解説	38
	関連法令	41

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動を推進する意義

人は、読書などを通して言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにすることができます。読書は、人生をより豊かに生きていく上で欠くことのできないものであり、多感で行動範囲の限られている子ども時代においては、なおさら読書活動が必要となってきます。

子どもは読書を通して、自分の身近な場所以外の世界を知り、人の心を思いやることを知り、ふさわしい言葉を覚えることで自分を表現する手段を知ります。読書活動は、子どもが未来をたくましく切り開くための活力の源です。

各調査研究からみる、読書による効果

1) 読書が好きな児童・生徒ほど各教科の正答率・スコアが高い傾向

(令和7年度学力学習状況調査より)

2) 子どもの頃の読書量が多い人は、意識・非認知能力と認知機能が高い傾向

(「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究報告書」国立青少年教育振興機構調査より)

3) 読書時間と読み聞かせ頻度が高ければ、語彙力・読解力スコアも高まる傾向

(「子どもの語彙力・読解力に関する基礎分析-「子どもの生活と学び」研究プロジェクト「語彙力・読解力調査」より-」東京大学社会科学研究所・ベネッセ教育総合研究所編より)

2 計画策定の背景

(1) 国の動向

国は、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行して子どもの読書活動の推進について国及び地方公共団体の責務を明らかにし、また同法第八条第1項の規定に基づいて平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。この計画は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境整備をすることを基本理念とし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められたものです。令和5年3月には、その成果と課題を盛



り込んだ第五次計画を策定し、以下の基本的方針を示しました。

○（国）第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」基本の方針

- 1 不読率の低減
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 4 子ども視点に立った読書活動の推進

(2) 千葉県の動向

千葉県は、国の推進計画に基づいて、平成15年3月に「千葉県子どもの読書活動推進計画」の第一次計画を策定し、その後の国の動向や計画の成果と課題を踏まえ、令和7年10月には第五次計画を策定しました。

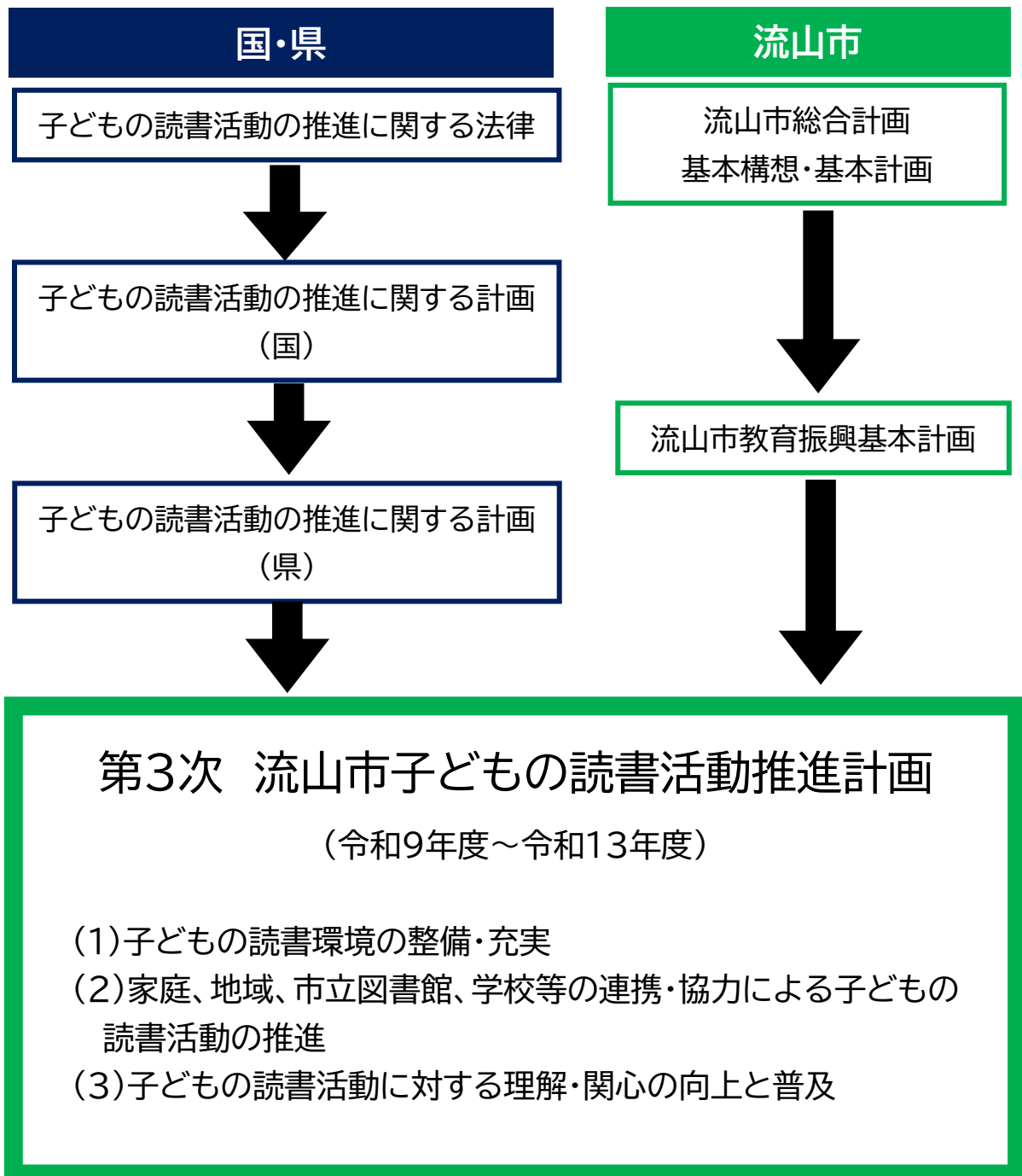
○（県）第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」基本方針

- 1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進
 - (1) 不読率の低減
 - (2) 子どもの視点に立った読書活動の推進
- 2 読書環境の整備と連携体制の構築
 - (1) 多様な子どもたちの読書機会の確保
 - (2) デジタル社会への対応等読書環境の整備
 - (3) 人材育成
 - (4) 連携・協力
 - (5) 普及・啓発
 - (6) 子どもの読書活動推進計画策定の推進



3 計画策定の位置づけ

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項は、国と県において策定された計画を基本として、子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、市町村は「当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない」と定めています。



4 計画策定の目的

流山市では、平成29年3月に「流山市子どもの読書活動推進計画」の第1次計画を、令和4年3月に第2次計画を策定し、様々な施策に取り組んでまいりました。その結果、一定の成果が認められる一方で、年齢が上がるにつれて不読率（1か月に1冊も本を読まない子どもの割合）が上昇している等、数々の課題もみえてきました。

また、GIGAスクール構想による一人一台タブレット端末での学びの推進、スマートフォンの普及など、子どもを取り巻く環境は変化しています。こうした状況を踏まえ、次代の流山を担う子どもたちが、本にふれる機会を増やし、読書活動を通じて生きる力を育み、豊かな心を育てることができるよう、子どもの読書活動の推進に家庭、地域、市立図書館、学校、保育所（園）、幼稚園、子育て関連施設が、計画的な施策の推進と子どもたちの読書環境づくりに、流山市全体で取り組んでいく指針となる「第3次流山市子どもの読書活動推進計画」を策定します。

5 計画の期間・対象

（1）期間

本計画の期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

（2）対象

本計画の対象とする「子ども」とは、概ね18歳以下の人をいいます。



第2章 第2次計画における子どもの読書活動の状況

1 第2次計画期間における主な取組の状況

	指標	指標の概要	進捗状況		
			基準年度 (R1)	現状(調査実施 年度/R7※)	目標(R8)
①	市立図書館における乳幼児対象事業の取組状況	おはなし会の参加人数	5,459 人	6,177 人△	7,200 人
②	学校図書館図書標準の達成状況	蔵書冊数が学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小学校 81.3% 中学校 77.8%	小学校 36.8%▼ 中学校 20%▼	蔵書には古い資料も多分に含まれているため、計画的な購入と本の刷新を行う。
③	読書が好きな児童・生徒の割合	全国学力学習状況調査において「読書は好きですか」の設問に対して、「当てはまる」または「どちらかといえば当てはまる」と回答する小中学校児童・生徒の割合	小学校児童 76.4% 中学校生徒 77.9%	小学校児童 70.1%▼ 中学校生徒 60.7%▼	小学校児童 80% 中学校生徒 80%
④	小学生・中学生・高校生期における読書の状況	市立図書館の年齢別貸出冊数における7～12歳(小学校児童)、13～15歳(中学校生徒)、16～18歳(高等学校生徒)までの1人あたりの貸出冊数	小学校児童 4.5 冊/年 中学校生徒 3.0 冊/年 高等学校生徒 3.0 冊/年	小学校児童 4.3 冊/年▼ 中学校生徒 2.9 冊/年▼ 高等学校生徒 2.5 冊/年▼	小学校児童 5.0 冊/年 中学校生徒 4.2 冊/年 高等学校生徒 3.8 冊/年
⑤	団体貸出の利用冊数	市立図書館の団体貸出における児童書の年間利用冊数	14,425 冊	15,326 冊△	16,000 冊
⑥	子どもの登録者数	市立図書館の18歳までの登録者数	8,953 人	9,541 人△	15,000 人

※指標①④⑤⑥については、令和7年度は中央図書館の休館期間があるため、令和6年度の数値とした。



【基本方針①子どもの読書環境の整備・充実】

○サンコーテクノプラザ南流山地域図書館を開館（令和4年）



南流山児童センターやカフェを併設し、開館以来子どもたちや地域の人々の憩いの場として親しまれています。

<令和7年度実績>

蔵書数：89,622冊 利用者数：77,688人
（うち0～18歳利用者15,354人）

○ブックスタート関連事業「おはなし しゅっぱつしんこう！」(令和4年～8年)

ブックスタート関連事業「おはなし しゅっぱつしんこう！」として、ブックセット（図書館司書おすすめの本のセット）を市内の子育て関連施設（保育所・園、認定こども園、幼稚園、児童館・児童センター・地域子育て支援拠点・センター、学童クラブ、障害児通所支援事業所等）計178施設に設置しました。（令和8年1月時点）

○各読書推進イベント実施（令和4年～令和8年）



- おはなし会・赤ちゃんおはなし会
- 赤ちゃんを楽しむ絵本とわらべうたの会
- 人形劇のつどい
- 声で届けるおはなし会
- 「世界で一つだけのパフェをつくろう！」（絵本作家ワークショップ）
- 南流山おしゃべり掲示板 ほか



○こどもの読書週間や夏休み等における各図書館での展示（令和4年～令和8年）



毎月、季節に合ったテーマの本を集めて、子どもたちが手に取りやすい工夫をしています。市立図書館では子どもの読書週間や夏休みにはより大きなコーナーを設け、特に夏休みには「宿題応援コーナー」として自由研究や読書感想文の参考になる本を展示し、多くの利用がありました。

○「読書記録機能」「読書シール」を市立図書館に導入（令和5年）



図書館で貸出した資料の表紙画像やタイトル、著者、出版社などの情報が印字されたシールを小・中学生に配布している「読書手帳」に貼ることで記録が残り、読書意欲を高めます。また、読書記録を図書館ホームページからも確認できるようになりました。

○オーディオブックを市立図書館に導入（令和6年）

オーディオブックは、「耳で聴く本」ともいわれる音声コンテンツです。活字を読むことが困難な人も利用しやすく、スマートフォンやパソコンからアクセスして利用するため、図書館に直接来館しなくとも利用ができます。

○読書バリアフリーに関するイベントを開催（令和4年～令和8年）

- 見て聴いて楽しもう！ 手話のついたスペシャルおはなし会
- Touch&Feel 布絵本をつくろう ■こども点字教室 ほか



公立小中学校の蔵書の所在や貸出状況が子どもたち自身でも確認できるようになり、市内の学校間で相互に本の貸し借りが行いやすくなりました。

令和元年度：小学校155,937冊・中学校6,186冊→令和6年度：小学校438,895冊・中学校28,582冊

○ボランティア団体と連携した読書推進イベントの開催（令和4年～令和8年）



- こども読書まつり
 - 人形劇のつどい
 - おはなし会 他
- （定例おはなし会、わくわくおはなし会、おはなし会スペシャル、声で届けるおはなし会 など）



子育て関連施設全体 令和2年度：21.1%→令和7年度：30.1% （第2次流山市子どもの読書活動推進計画策定のための調査結果・令和7年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果より）

①小学1・2年生向け②小学3・4年生向け③小学5・6年生向け④中学生向け
のおすすめの本のリストを配布しました。



子育て関連施設の職員やボランティア等に向けて、子どもの読書活動への理解を深める講座を開催しました。

- 「子どもの読書 はじめの一步」(講演会)
- 「子どもと楽しむお話の世界～ストーリーテリング入門～」
- 「紙芝居講習会」
- 「わらべうた講習会」
- 「10代と本をつなごう一中高生と本をつなげるヒントー」(令和8年6月予定)

小学校：70.6%（R2）→75.6%（R7） 高等学校：25.0%（R2）→75.0%（R7）
（第2次流山市子どもの読書活動推進計画策定のための調査結果・令和7年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果より）



2 子どもの読書活動の現状

【令和7年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査】

本計画を策定するにあたり、流山市における家庭や地域での子どもの読書活動状況を把握するため、アンケート調査「令和7年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査」を実施しました。

調査方法

対象者及び対象施設に調査票を配布し、電子申請またはアンケート用紙にて回答していただきました。

調査期間

令和7年9月1日から同年11月21日まで

調査対象

①児童・生徒

市内の小学2年生、小学6年生、中学3年生、高校2年生、特別支援学校2年生

②保護者

市内保育所・幼稚園に通う年長児の保護者及び向小金小学校、東深井小学校、おおぐろの森小学校、八木南小学校、流山北小学校、南流山小学校の就学時検診対象児童

③事業所

ア 市内の学校図書館

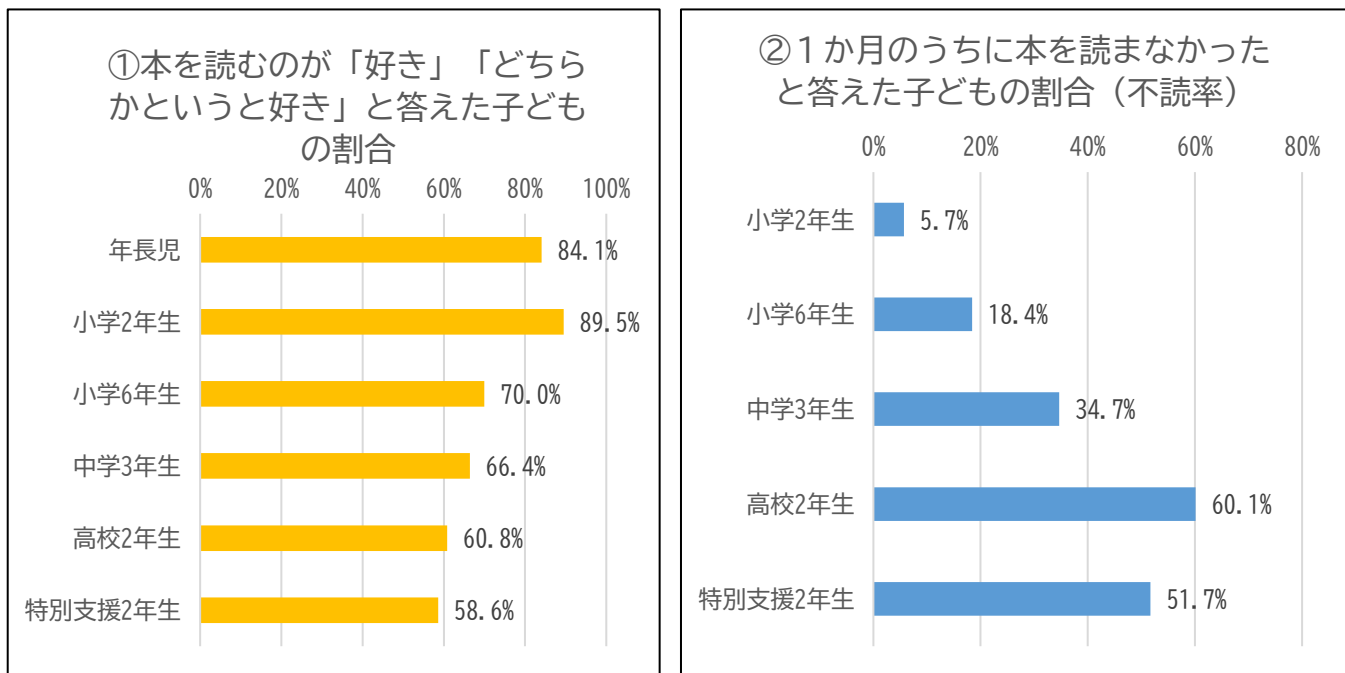
小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

イ 市内の子育て関連施設

保育所・保育園、認定こども園、幼稚園、児童館・児童センター、地域子育て支援拠点・センター、学童クラブ、障害児通所支援事業所



(1) 子どもの読書の現状



(「令和7年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」より)

③本を読まなかった理由

	小学 2 年生	小学 6 年生	中学 3 年生	高校 2 年生	特別支援 2 年生
1 位	勉強や部活動 や習い事など で忙しかった	普段から本を 読まない	勉強や部活動 や習い事など で忙しかった	普段から本 を読まない	ゲーム・テレ ビ・SNS 等他の ことをしたい
2 位	ゲーム・テレ ビ・SNS 等他の ことをしたい	読みたい本が なかった	普段から本を 読まない	読みたい本 がなかった	普段から本を読 まない
3 位	読みたい本が なかった	本を読むのが 面倒	読みたい本が なかった	本を読むのが面倒	

(「令和7年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」より)



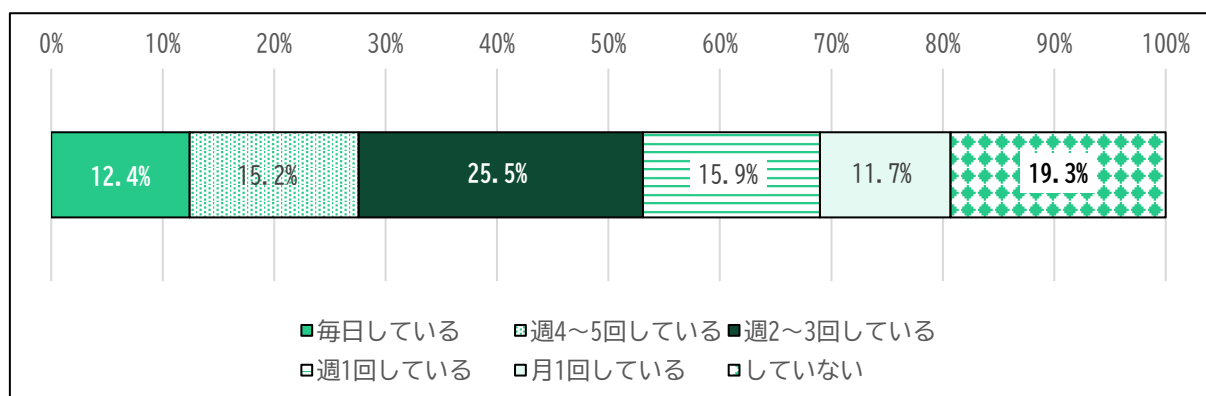
④同年代がもっと読書をするにはどうしたらよいか

	小学 6 年生	中学 3 年生	高校 2 年生	特別支援 2 年生
1 位	自分に合った面白い本がわかる			読みたい本がすぐ読める
2 位	読みたい本がすぐ読める			自分に合った面白い本がわかる
3 位	自由な時間が増える			わからない

(「令和7年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」より)

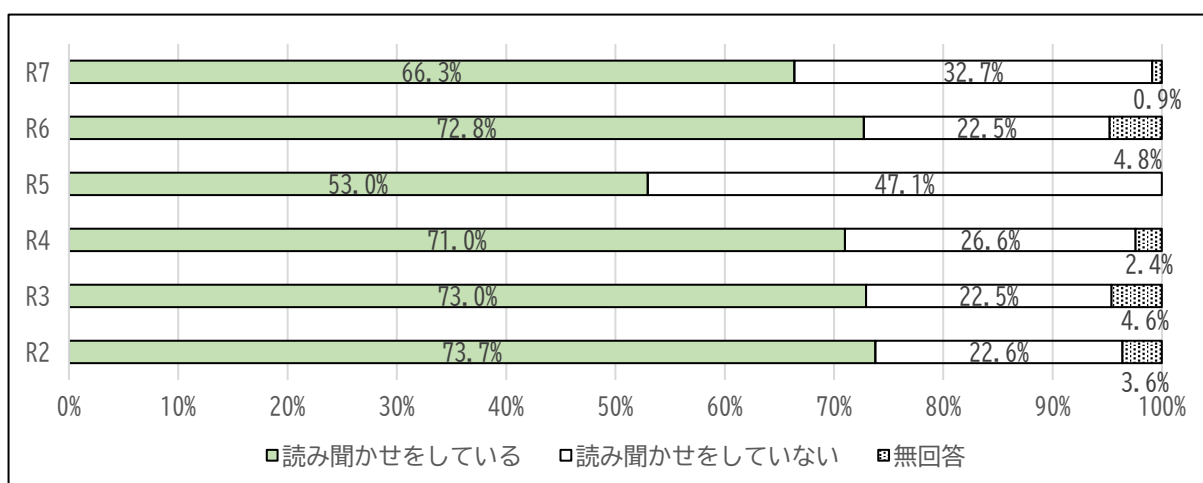
⑤子どもに読み聞かせをしているか

【年長児保護者】



(「令和7年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」より)

【未就学児および小学1～3年生保護者】

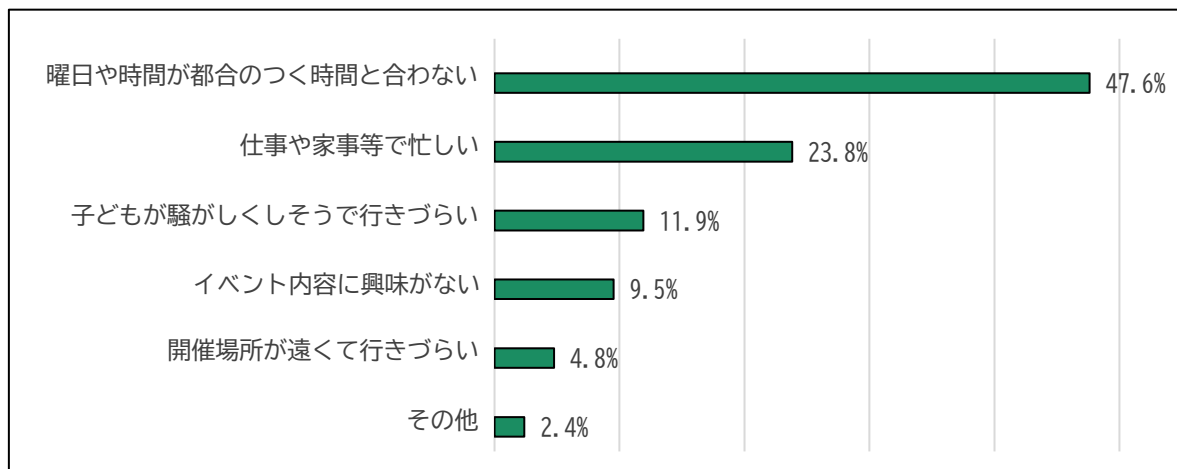


※令和5年度のみ小学1～3年生の保護者のみが対象

(「令和2～7年度ながれやままちづくり達成度アンケート結果」より)

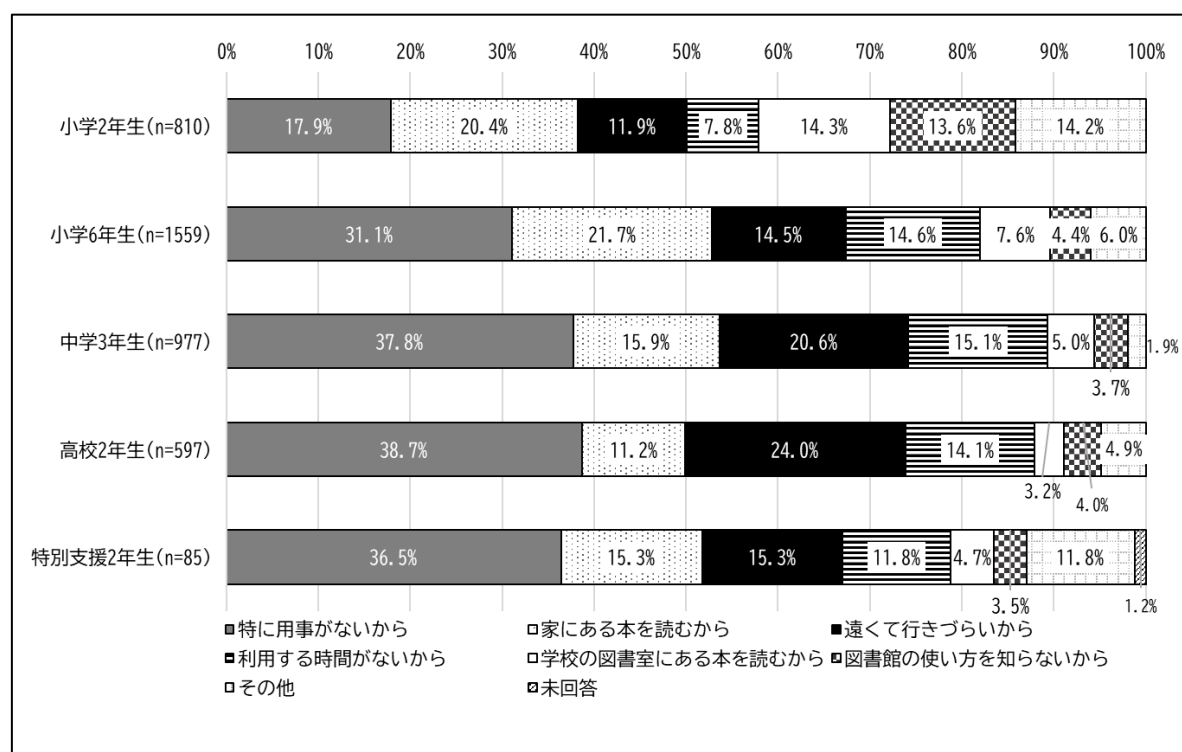


⑤年長児保護者が図書館や公民館等での読書関連イベントに参加したことがない理由



(「令和7年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」より)

⑥市立図書館を利用しない理由



(「令和7年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」より)



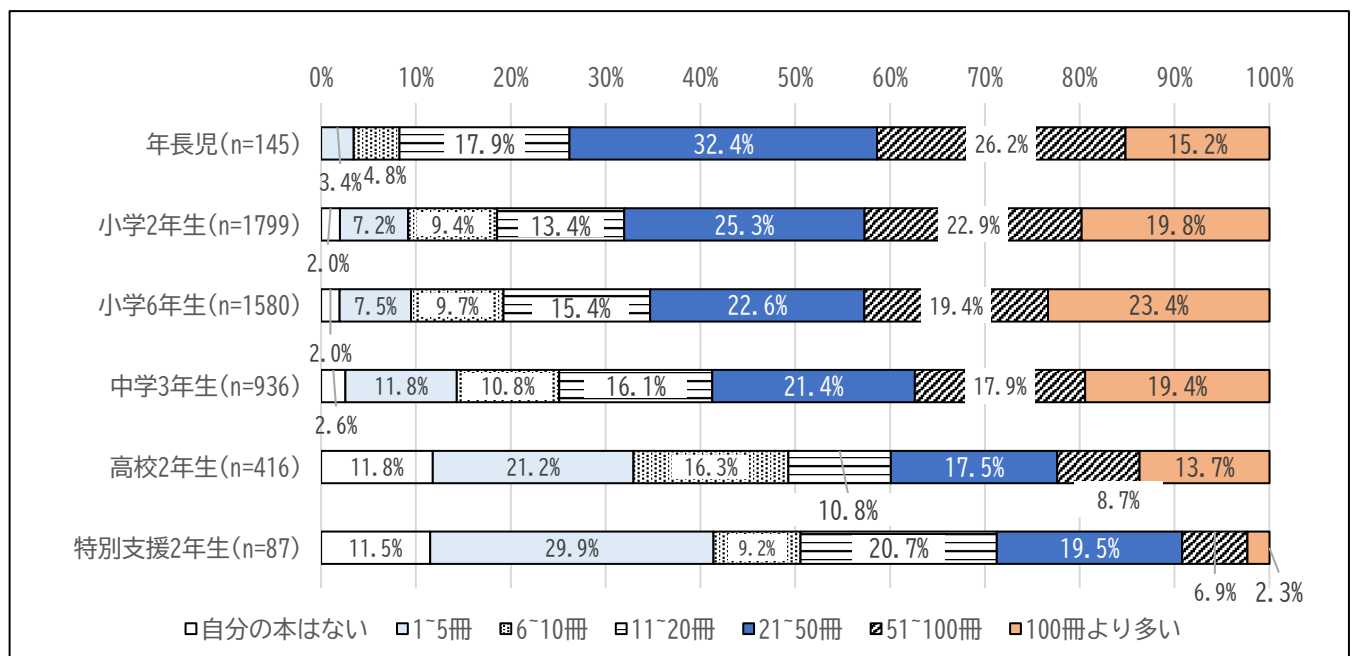
(2) 子どもの読書環境

①子どもが本を読みたい時に利用するところ

	年長児	小学2年生	小学6年生	中学3年生	高校2年生	特別支援2年生
1位	家にある本を読む					
2位	保育園・幼稚園	学校図書館	書店			
3位	図書館	書店	学校図書館	電子書籍	学校図書館	

(「令和7年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」より)

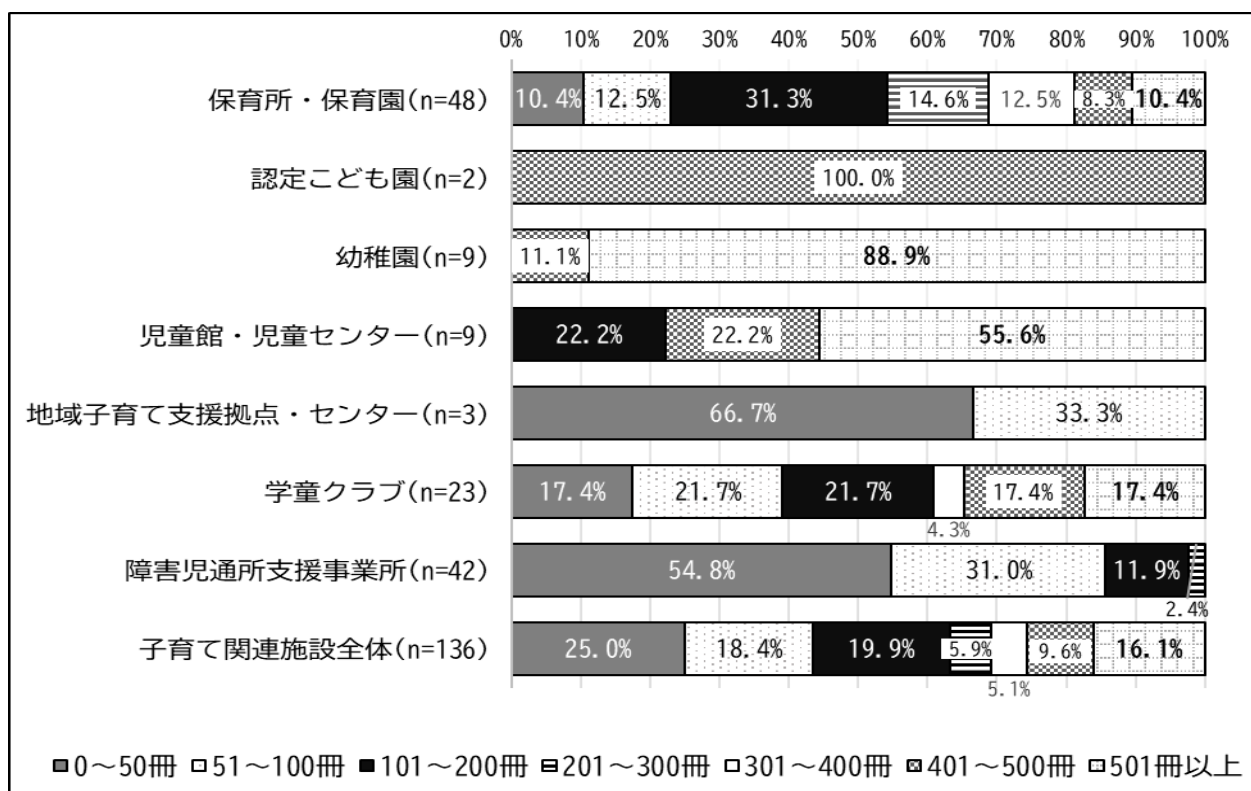
②家にどのくらい自分の本があるか



(「令和7年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」より)



③子育て関連施設の蔵書数



(「令和7年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」より)

④学校図書館の蔵書冊数

施設名	未回答	総数	1施設当たり 平均	最低冊数	最高冊数
小学校	0	225,887	11,294	7,578	16,117
中学校	0	116,905	1,170	8,910	16,864
高等学校	0	103,754	25,939	19,796	35,000
特別支援学校	0	4,721	2,360	1,021	3,700

(「令和7年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」より)

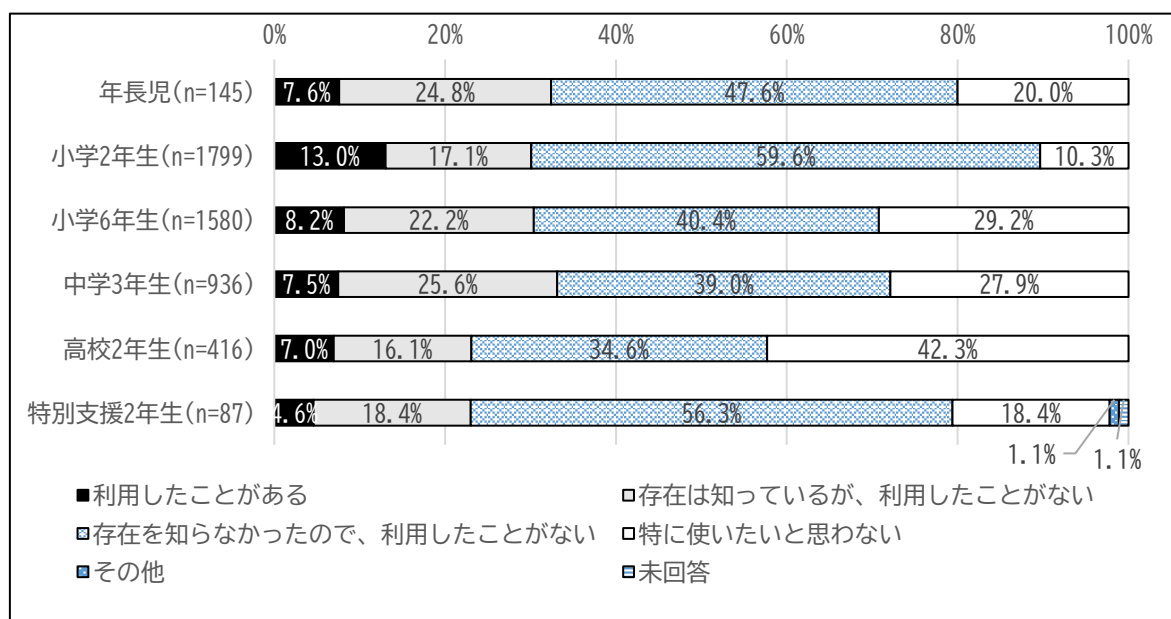
⑤市立図書館の蔵書冊数

中央図書館	北部分館	南流山地域 図書館	木の図書館	初石分館	森の図書館	こども 図書館
155,092	18,197	89,622	65,569	32,857	165,855	14,524

(令和7年度実績)



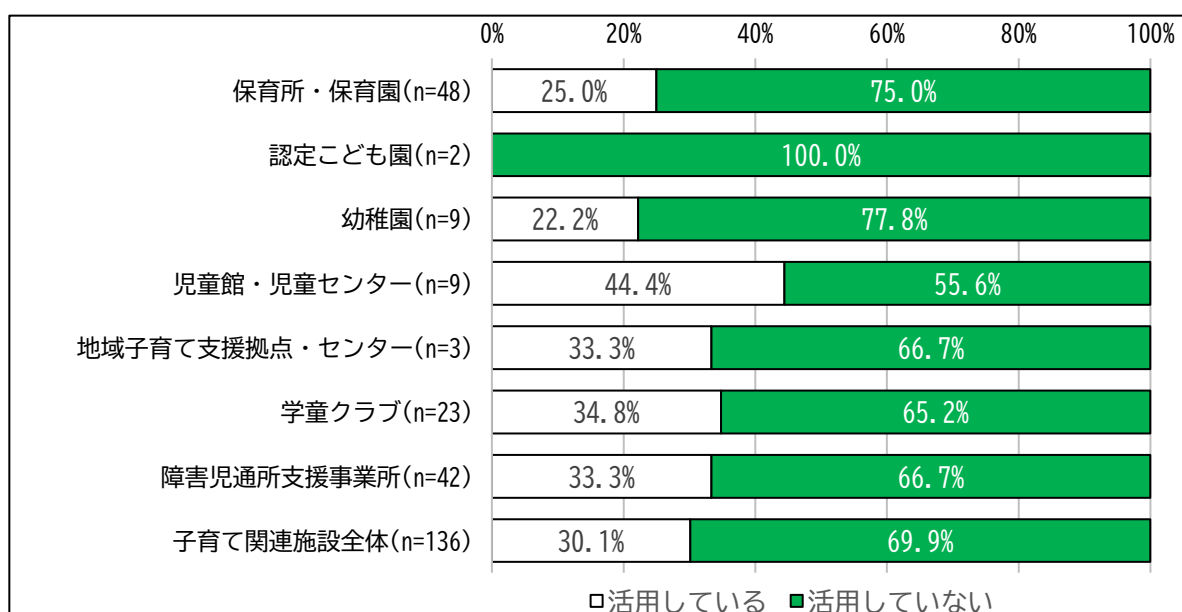
⑥市立図書館の電子書籍・オーディオブック利用状況



(「令和7年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」より)

(3) 読書活動に係る連携状況

①子育て関連施設の市立図書館団体貸出利用状況



(「令和7年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」より)

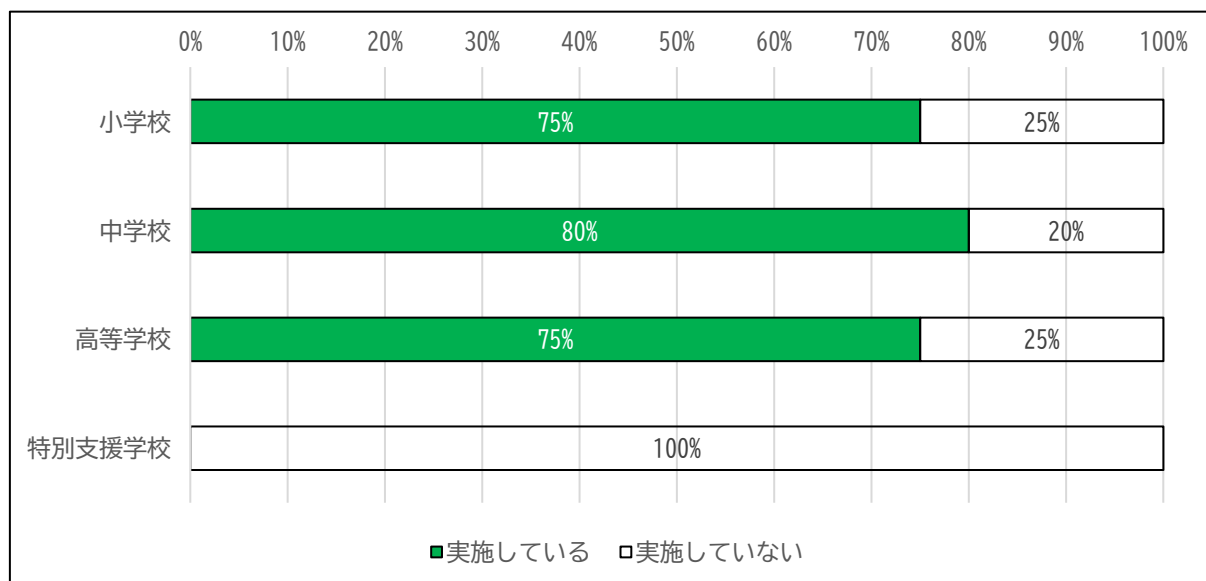


学校種別	導入している (%)	導入していない (%)
小学校	90%	10%
中学校	90%	10%
高等学校	100%	0%
特別支援学校	100%	0%

(4) 読書啓発活動の実施状況

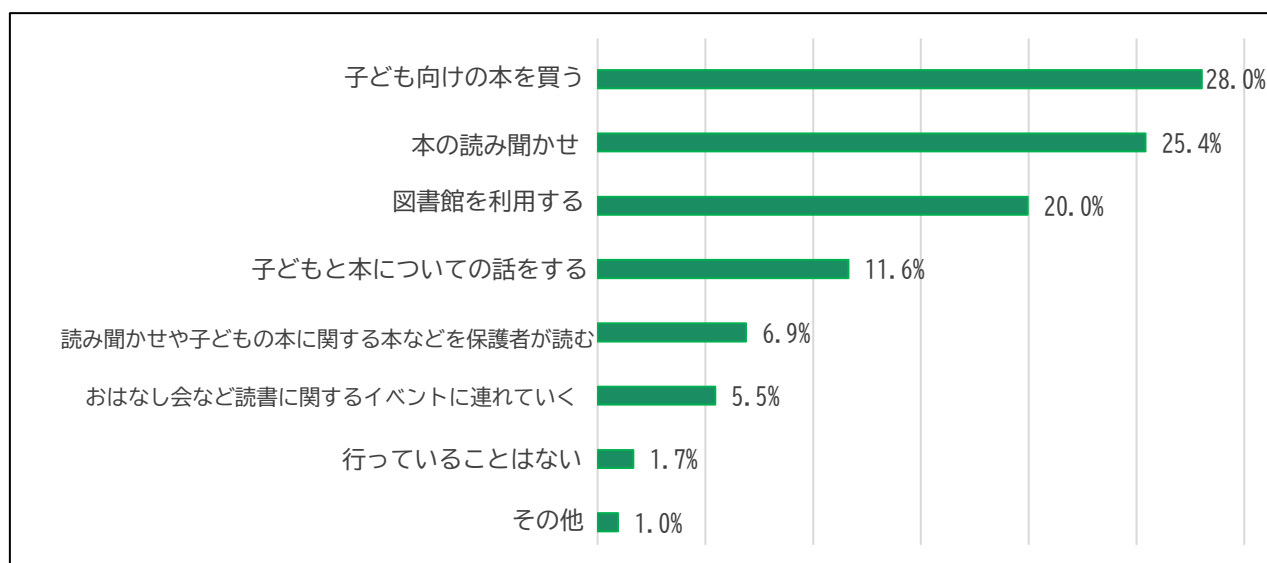
施設名	実施している (%)	実施していない (%)
保育所・保育園(n=48)	56.3%	43.8%
認定こども園(n=2)	100.0%	0.0%
幼稚園(n=9)	77.8%	22.2%
児童館・児童センター(n=9)	44.4%	55.6%
地域子育て支援拠点・センター(n=3)	100.0%	0.0%
学童クラブ(n=23)	8.7%	91.3%
障害児通所支援事業所(n=42)	19.0%	81.0%
子育て関連施設全体(n=136)	36.8%	63.2%

②学校における保護者への読書啓発活動の実施状況



(「令和7年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」より)

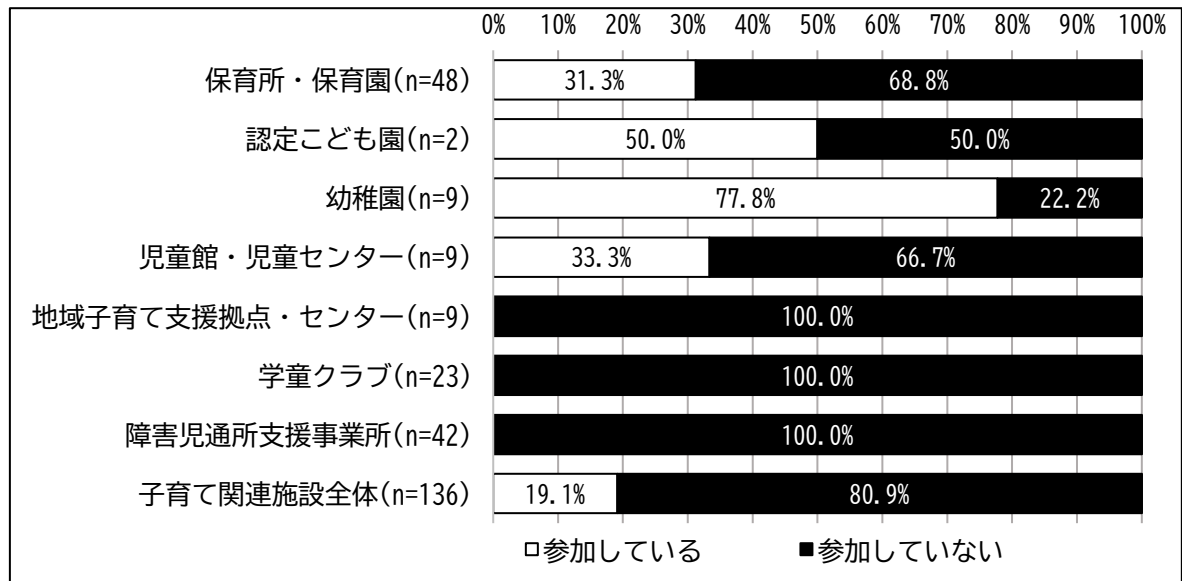
③保護者が年長児に行っている読書啓発活動



(「令和7年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」より)



④子育て関連施設職員の子どもの読書活動に関する研修会参加状況



(「令和7年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」より)



3 課題

「令和7年度子どもの読書活動の推進に関する調査結果」から見えてきた現状を踏まえ、本計画における課題を以下の7点に整理します。

（1）学校段階の進行に伴う読書離れ

学校段階が進むにつれて「読書が好き」と回答する児童・生徒の割合が減少し、1か月間に本を1冊も読まない「不読率」が上昇する傾向にあります。

乳幼児期から育んできた読書への興味を年齢が上がっても継続し、生涯にわたる読書習慣を定着させるための取り組みが求められています。

（2）電子書籍・オーディオブックの利用促進

子どもが本を読みたい時に利用するものとして、高校2年生では「電子書籍」が上位に挙がっています。その一方で、市立図書館が提供する電子書籍やオーディオブックの利用経験は、いずれの年代でも15%未満にとどまっています。

また、市立図書館を利用しない理由として「遠くて行きづらい」と回答した層も各年代で一定数存在することから、電子書籍やオーディオブック等の非来館型サービスの充実と周知、利用促進が課題となっています。

（3）子どもが主体的に読書に親しむ環境づくり

1か月間に本を1冊も読まなかった理由として、小学6年生以上の年代では、「普段から本を読まない」という回答が上位を占めています。子どもの年齢が上がるにつれて読書の習慣が失われていく現状が見て取れます。

子どもたちが考える読書を増やす方法には、「自分に合った面白い本がわかる」「読みたい本がすぐ読める」といったことが挙げられており、本に出会うための情報の提供や、読みたい本にすぐアクセスできる環境の整備が必要です。

（4）子どもの読書活動に関する研修の周知と参加環境の整備

子どもの読書活動に関する研修において、地域子育て支援拠点、学童クラブ、障害児通所支援事業所等の職員の参加率は低い状況にあります。



しかし、自由記述の要望等では、障害児向けの本の選定など専門的な研修を望む声も上がっていることから、各施設のニーズにあった研修内容の検討や、多忙な職員でも参加しやすい環境の整備が求められています。

(5) 誰もが参加しやすい読書関連イベントの開催

年長児保護者の約6割が、図書館や公民館の読書推進イベントに参加したことがないと回答しています。

不参加の理由としては、開催日時が都合と合わない、場所が遠くて行きづらいという回答のほか、「子どもが騒がしくしそうで行きづらい」という心理的なハードルも挙げられていました。

誰もが気兼ねなく、都合に合わせて参加できる読書関連イベントの企画や、開催方法の工夫に努める必要があります。

（６）子どもに届く効果的な広報の展開

子どもたちが図書館を利用しない理由として、各年代に「図書館の使い方を知らない」という回答があり、その他の自由記述では「どこにあるかわからない」「図書館があることを知らなかった」という回答も寄せられました。

子どもの読書を増やす方法として、「自分に合った面白い本がわかる」ことが求められていることから、子どもたちの目線に立ち、多様な本や図書館の情報をしっかり届けるための効果的な広報を展開することが課題です。

(7) 過ごしたい場所として選ばれる図書館づくり

子どもたちが図書館を利用しない理由として、各学年で、「特に用事がない」が1位から2位を占めています。

図書館を、本を借りて返すだけの場に留めず、子どもたちが過ごしたい場所として選べるような、魅力ある空間づくりが求められています。

図書館を訪れる機会を増やすことで、自然なかたちで読書への興味に繋げていく必要があります。



第3章 計画の基本的方針

1 3つの基本方針

（１）子どもの読書環境の整備・充実

子どもが自発的に読書活動を行うためには、いつでも発達段階に合った本にふれ、どこでも読書を楽しむことができ、自分自身で興味を持ったことを積極的に調べることが出来るなど、読書環境が整っていることが重要です。そのため、子どもが読書に親しむ機会を増やすとともに、人的サービスの充実に努めます。

(2) 家庭、地域、市立図書館、学校等の連携・協力による子どもの読書活動の推進

子どもが読書の習慣を身に付けるためには、子どもにとって身近な環境である家庭、地域、市立図書館、学校、保育所（園）・幼稚園、地域子育て支援拠点・センター、学童クラブ、障害児通所支援事業所、子育て支援施設等が連携し、社会全体で取り組んでいく必要があります。それぞれが役割を認識し、情報交換をするなど、協力しあって活動を進めていきます。

(3) 子どもの読書活動に対する理解・関心の向上と普及

社会全体で読書活動を推進していくためには、まず市民や関連機関の読書活動に対する理解と協力が必要です。そのために、子どもと保護者や子どもに関わる大人に対して、読書活動に関する情報を提供するとともに、読書の意義について啓発活動に努めます。

2 計画の推進と評価

本計画の実施状況については、本市の子どもの読書活動の現状や市の取組状況を踏まえて、生涯学習審議会で点検・評価し、主管課（図書館）は関係課との連携のもと、事業を適宜見直していきます。



3 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

SDGsとは、平成27年（2015年）国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）・169のターゲット（取り組み）から構成されており、そのうち本計画と関連性が高い目標として、「目標4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」が挙げられます。



出典：持続可能な開発目標（SDGs）推進本部資料



第4章 計画の具体的方策

第3次計画の基本方針に基づき、「乳幼児期」「小学生期」「中・高校生期」の発達段階ごとに各事業を位置づけ、子どもの読書活動の推進に計画的に取り組んでいきます。また、第2次計画に引き続き、読書バリアフリー推進のための取り組みと目標とする指標の数値についても決めました。

1 発達段階ごとの読書活動の特徴

(1) 乳幼児期（概ね0歳から6歳くらいまで）

保護者をはじめとする周囲の大人とのふれあいを通じ、言葉と感性を育む重要な時期です。子どもたちがお話や言葉と出会えるよう、市立図書館や子育て関連施設で絵本の読み聞かせやわらべうた等を体験する機会を提供します。

家族の絆を深める家庭読書を推進するとともに、地域全体で乳幼児の読書環境を整備していきます。

(2) 小学生期（概ね6歳から12歳くらいまで）

成長に伴い、読書への向き合い方に個人差があらわれる時期です。最初は一人で本を読むことから始まり、学年が上がるにつれて自ら本を選ぶようになりますが、興味や関心の広がりかたは子どもによって異なります。

一人一人が読書の楽しさを知り、本を読む習慣を身につけられるよう、様々な本にふれる機会をつくるとともに、子どもを取り巻く人々へ向けて情報を発信し、子どもの読書活動に対する理解を深めるための取り組みを進めていきます。

(3) 中・高校生期

興味や関心の深まりに応じて本を選択し、読書がより多様となる時期です。

児童書から一般書へと対象を広げていく中で、自分を表現するための豊かな言葉を培っていきます。一方で、部活動や受験のため多忙な生活状況であることを踏まえ、電子書籍やオーディオブック等の活用により、読みたい本や必要な情報に効率よくアクセスできる環境を整備する必要があります。あわせて、進学や就職といった将来の目標に役立つ本との出会いもサポートしていきます。



2 基本方針①子どもの読書環境の整備・充実に基づく取組

○様々な興味や関心に応える図書館資料の収集・整理

長く読み継がれてきた基本的な図書を整備し、新刊をはじめ、子どもたちの様々な興味や関心に応える幅広い資料を収集することで魅力ある蔵書の構築を図ります。特に以下の資料については積極的に収集を行います。

- ・乳幼児向け絵本
- ・外国語絵本
- ・電子書籍やオーディオブック等の電子資料
- ・調べ学習に活用できるレファレンスブック等の参考資料
- ・流山市の郷土資料
- ・進学・就職に関する資料

○子ども用利用案内やブックリストの作成・配布

市立図書館は、子ども用利用案内や学年別に作成した「おすすめの本」のブックリスト等を学校や子育て関連施設へ配布します。

特に「おすすめの本」のブックリストは、世の中の動きや子どもたちの興味・関心を反映し、内容を更新していきます。



○子どもがわかりやすい書架表示・レイアウトの工夫

市立図書館では、子どもたちが自ら目的の資料を探せるよう、わかりやすい書架表示や配架を行います。また、「乳幼児向けブックコーナー」「流山コーナー」「ティーンズコーナー」など対象やテーマに応じたコーナーを設置し、利用しや



A photograph of a bright, modern library interior. Large windows on the right side offer a view of a green landscape and a building. Bookshelves filled with books line the walls, and a small table with a lamp is visible in the foreground.

市立図書館では、子どもが使いやすいホームページと蔵書検索システム（OPAC）の構築を図ります。

市立図書館では、おはなし会や特集展示に加え、本への興味・関心を呼び起こすような読書普及事業を展開し、子どもたちの図書館利用を促進します。



○読書手帳の配布

市立図書館では、読んだ本を記録することができる「読書手帳」を配布し、子どもたちの読書意欲の向上と自発的な読書活動を推進します。

第3次計画では、従来の小・中学生に加え、高校生まで拡大して配布します。



○児童サービスを担う市立図書館司書の研修・講座への参加

市立図書館においては、児童サービスを担う司書を適正に配置し、研修等への参加を通じ、子どもたちの読書活動を支える職員の資質向上を図ります。

○子育て関連施設等の職員やボランティア等を対象とした研修や講座の実施

子育て関連施設等の職員やボランティア等を対象とした研修や講座を開催し、各施設における読書活動の質の向上を図ります。広報や開催方法の工夫により、幅広い層の参加が可能となるよう努めます。



○学校図書館の活動計画の作成

学校図書館では、年間の活動計画を作成し、日常の教育活動において、より効果的に学校図書館が利用されるように努めます。

○学校図書館資料の整備

学校図書館において、子どもたちが読書の楽しさを味わえる本や学習用資料を計画的に整備し、電子書籍を含めた蔵書の充実を図ります。

あわせて、継続的に蔵書の見直しを行い、児童・生徒及び教員が効果的に活用できる学校図書館を目指します。

○ICTと学校図書館を活用した情報リテラシー教育の推進

学校において、子どもたちが様々なメディアから必要な情報を探し出し、適切に活用できる能力を養うため、ＩＣＴと学校図書館を活用します。

小・中学校では、G I G Aスクール構想に合わせたデジタル環境の整備に努め、情報リテラシー教育を推進します。

○子どもの意見やアイデアを取り入れた学校図書館の運営

学校図書館は、授業支援や委員会活動等を通じ、子どもたちの意見やアイデアを積極的に取り入れ、ビブリオバトル等各校の特色ある読書普及活動を展開します。子どもたちの主体的な関わりを促すことで、学校図書館の活性化と読書習慣の定着を図ります。

○学校図書館の業務を担当する職員の勤務時間の確保

司書教諭、図書主任、学校図書館司書が、学校図書館の整備や授業支援等の役割を果たせるよう、勤務時間の確保に努めます。



～乳幼児期～

乳幼児期から本に親しめる環境づくりを支援するため、市立図書館の司書がすすめる絵本のブックセットを子育て関連施設に設置します。



子育て関連施設は、「おはなし しゅっぱつしんこう！」のブックセットや市立図書館の団体貸出を活用し、各施設の読書環境の充実に努めます。

○子ども向けパスファインダーやリーフレットの作成

市立図書館では、調べ学習に役立つパスファインダー（調べ方ガイド）やリーフレットを計画的に作成します。子どもたちが、適切な情報源に基づき、読みたい本や知りたい情報へアクセスできるような学習支援に努めます。

○中・高校生の学習ニーズに応えられる読書環境の整備

市立図書館及び学校図書館において、レファレンスブックや入門的な専門書の充実を図るとともに、オンラインデータベースの活用を推進します。

中・高校生の高度化する学習ニーズに対応し、将来の進路選択に向けた主体的な学びを支える読書環境を整備します。



3 基本方針② 家庭、地域、市立図書館、学校等の連携・協力による 子どもの読書活動の推進

○読書に関する子どもたちの意見募集

市立図書館は、学校や子育て関連施設等と連携し、子どもたちの読書習慣や意識に関するアンケート調査を実施します。集まった意見は、新規事業や次期計画等へ反映させるなど、子どもたちの視点を大切にした施策の展開を図ります。

【発達段階ごとの取組】

～乳幼児期～

○地域で活動する団体やボランティア等との連携

市立図書館では、地域で活動する団体やボランティア等との連携のもと、おはなし会や読書関連事業を実施します。図書館と地域が一体となり、子どもの読書活動を推進します。



○子育て関連施設への団体貸出の促進

市立図書館は、子育て関連施設の読書環境を支援するため、読み聞かせに使うビッグブック（大型絵本）、季節や行事に関連する絵本や紙芝居等の団体貸出を促進します。多様な資料を提供することで、各施設における日常的な読書活動の充実を図ります。

○市の関係各課と連携した家庭読書のPR

市立図書館は関係各課と協力し、図書館が発行する乳幼児向けブックリストや利用案内等を保護者に配布するなど情報発信に努めます。特に、保健センターが



実施する「こんにちは赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問）」等の機会を通じてブックリストを配布し、早期からの読み聞かせの意義について保護者に働きかけ、家庭読書の定着を支援します。

○市立図書館と子育て関連施設の連携

市立図書館と子育て関連施設が連携しておはなし会や子どもたちの図書館訪問等を実施し、図書館に親しむ機会を増やします。また、子育て関連施設の職員やボランティア等を対象とした研修や講座を開催し、子どもの読書への理解を深める機会の提供に努めます。

○子育て関連施設とボランティア等との連携

子育て関連施設では、地域で活動する団体やボランティア等と連携し、子どもたちに本の楽しさを知ってもらうための読み聞かせ等を実施します。また、子どもたちや保護者に対して家庭読書の普及に努めます。

～小学生期～

○市立図書館、学校、子育て関連施設、ボランティア等との連携

市立図書館、学校、学童クラブ等の子育て関連施設は、団体貸出や研修等を通じて相互の連携を深め、子どもたちの読書習慣を育むための取り組みを進めます。

また、地域で活動する団体やボランティア等と協力して読書普及事業の開催に努め、地域交流の場の創出にも繋げます。

○学校図書館とICTを活用した授業

学校では、教員と学校図書館司書が連携し、学校図書館とＩＣＴを活用した授業を行いながら子どもたちの主体的な学びを支援します。また、学校図書館間の相互貸借をさらに活性化させ、多様な学習ニーズに対応します。

○学校図書館と保護者やボランティア等との連携

学校図書館では、保護者やボランティア等による蔵書整理、資料の修理、読み聞かせ等の活動を推進します。地域との繋がりを深めながら、子どもたちが本に



親しめる環境を整え、学校図書館機能の充実を図ります。

○学校図書館と市立図書館の連携強化

市立図書館の団体貸出や、司書教諭・学校図書館司書を対象とした研修等を通じて情報交換を行い、市立図書館と学校図書館の連携の強化を図ります。

○団体貸出の実施とテーマ・単元リストの公開

市立図書館は、学校のほか、学童クラブや児童館（センター）等の子育て関連施設へ団体貸出を実施し、各施設の読書環境の充実を支援します。

また、学校の授業や児童の調べ学習に活用できるよう、団体貸出の申し込みがあった単元・テーマの資料リストを公開します。

○町たんけんの受入れ

市立図書館において、子どもたちが親しみをもって図書館を利用するきっかけとなるよう、小学校の町たんけんの受入れを行います。

～中・高校生期～

○市立図書館と学校図書館との連携

市立図書館は、中・高等学校への団体貸出を通じ、授業や学校図書館の充実を支援します。また、研修や講演会の開催により、子どもの読書活動を推進するための情報提供に努めます。

○学校図書館とボランティア等との連携

学校図書館は、地域で活動する団体やボランティア等と連携し、蔵書整理、資料の修理等の環境整備のほか、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

○職場体験学習の受入れ

市立図書館は、生徒が自らの進路について考えるきっかけとなるよう、職場体験学習を受入れます。図書館業務の体験に加え、おすすめ本の紹介（POP）の作成等を通じ、中・高校生が自分の言葉で表現し発信する機会を設けます。



○相互協力協定を結んでいる市内大学図書館のPR

相互協力協定を締結している市内の大学図書館について、利用対象となる市内在住の高校生に周知と利用促進を図ります。大学図書館の資料や環境にふれることで、より深い学びに繋がるようにサポートします。



4 基本方針③子どもの読書活動に対する理解・関心の向上と普及

○「子ども読書の日」等に関連した事業等の実施

「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に合わせ、市立図書館では、子どもの読書活動への関心を高めるための関連事業や特集展示を実施します。

○SNSやインターネットを活用した情報発信

市立図書館では、市のLINE、フェイスブック、X等のSNSを活用し、子ども向けの行事や特集展示等について随時発信します。充実した情報発信を行うことで、子どもたちや保護者が図書館に足を運ぶ機会を増やします。

○子育て関連施設における保護者への情報発信

子育て関連施設において、講演会の開催や絵本の紹介、パンフレットの配布等を実施し、子どもの読書に関する情報発信を行います。家庭における読書の意義や楽しさを伝えることで、乳幼児期からの家庭読書を支援します。

○学校における読書普及事業の実施と保護者への情報発信

学校図書館を中心に、図書館オリエンテーション、朝読書、「R-1読書グランプリ」等の事業を実施して子どもたちの読書への関心を高めます。あわせて、学校だより等を通じて保護者に対しても活動の様子を広く発信し、学校と家庭が連携して子どもたちの読書を支える環境をつくれます。



5 読書バリアフリー推進のための取組

令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が公布・施行され、令和7年3月には、国の第二期基本計画が策定されました。また、千葉県においても令和5年3月に「千葉県読書バリアフリー推進計画」が策定されるなど、活字を読むことが困難な人たちへの取り組みが進められています。

本市においても、障害等の有無にかかわらず、子どもたち一人一人が自分に合った読書のかたちを選び、豊かな本の世界と出会えるよう、読書環境の整備を推進していきます。

基本方針① 子どもの読書環境の整備・充実

○アクセシブルな資料と「りんごの棚」の充実

全ての子どもが読書を楽しめるように、市立図書館において、アクセシブルな資料（点字資料、大きな文字の本、デージー図書、ＬＬブック、布の絵本等）を集めた「りんごの棚」を設置し、資料の拡充を図ります。また、電子書籍やオーディオブック等の電子資料の活用も進めます。



○ブックスタート関連事業「おはなし しゅっぱつしんこう！」

市立図書館の司書がおすすめする絵本のブックセットを障害児通所支援事業所へ設置し、施設に通う子どもたちが日常的に本とふれあえる環境づくりを支援します。

○視覚障害者等サービス

市立図書館において、活字を読むことが困難な人を対象とした、視覚障害者等サービスを実施します。サピエ（視覚障害者等情報総合ネットワーク）を活用し



6 目標とする指標

	指標	指標の概要	進捗状況	
			現状 (調査実施年度) (R6～R7)	目標 (R13)
①	市立図書館における乳幼児対象事業の取組状況	おはなし会の参加人数	6,177 人	7,200 人
②	不読率（1 か月に 1 冊も本を読まない子どもの割合）	子どもの読書活動の推進に関する調査において 1 か月間に読んだ本の冊数を「0 冊」と回答する児童生徒の割合	小 6 18.4% 中 3 34.7% 高 2 60.1%	小 6 8% 中 3 20% 高 2 50%
③	読書が好きな児童・生徒の割合	全国学力学習状況調査において「読書は好きですか」の設問に対して、「当てはまる」または「どちらかといえば当てはまる」と回答する小中学校児童・生徒の割合	小学校児童 70.1% 中学校生徒 60.7%	小学校児童 80% 中学校生徒 80%
④	小学生・中学生・高校生期における読書の状況	市立図書館の年齢別貸出冊数における 7～12 歳（小学校児童）、13～15 歳（中学校生徒）、16～18 歳（高等学校生徒）までの 1 人あたりの貸出冊数	小学校児童 4.3 冊/年 中学校生徒 2.9 冊/年 高等学校生徒 2.5 冊/年	小学校児童 5.0 冊/年 中学校生徒 4.2 冊/年 高等学校生徒 3.8 冊/年
⑤	団体貸出の利用冊数	市立図書館の団体貸出における児童書の年間利用冊数	15,326 冊	16,000 冊
⑥	子どもの登録者数	市立図書館の 18 歳までの有効登録者数	9,541 人	10,000 人



用語解説（50音順）

■あ行

- ・朝の読書活動（略称：朝読書／あさどくしょ）

学校において毎朝始業前１０分程度の時間を利用して、全校の児童生徒と教師が一斉に自分の好きな本を読むという読書推進活動。１９９７年に朝の読書推進協議会が発足して以来、全国の小・中・高等学校へ急速に普及しています。朝の読書の４原則として「（１）みんなでやる、（２）毎日やる、（３）好きな本でよい、（４）ただ読むだけ」が挙げられ、感想文や記録を行わないことが特徴です。

- ・ウェブアクセシビリティ

「アクセシビリティ」という言葉は、Access（近づく、アクセスするの意味）とAbility（能力、できることの意味）からできています。「近づくことができる」「アクセスできる」という意味から派生して、「（製品やサービスを）利用できること、又はその到達度」という意味でも使われます。

ウェブアクセシビリティは、ウェブにおけるアクセシビリティのことです。利用者の障害などの有無やその度合い、年齢や利用環境にかかわらず、あらゆる人々がウェブサイトで提供されている情報やサービスを利用できること、またその到達度を意味します。

(出典：「政府広報オンライン」)

- ・^{える} ^{える} LLブック

「LL」とは、スウェーデン語の「Lätt Läst」（やさしく読みやすい）という言葉の略。やさしい文章や写真や絵を用いるなどして、わかりやすく書かれた本のこと。日本語が得意でない人や、知的障害や発達障害がある人の利用が考えられます。

- ・オーディオブック

「耳で聞く本」ともよばれる音声コンテンツ。パソコンやスマートフォンを利用して、名作文学から落語や教養などの様々なジャンルの本を、耳で聴いて楽しむことができます。

■ 加行

- ・ 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省が平成5年3月に定めた学級数に応じた基準蔵書冊数のことです。



ために、0歳児健診などで絵本を手渡す事業。1992年にイギリスで始まり、日本では2001年4月に本格的な活動が始まり、全国へ広がっています。

- ・ブックセット

テーマに沿って複数の本をまとめてセットにしたもの。ブックスタート関連事業「おはなし しゅっぱつしんこう！」においては、図書館員が選んだ乳幼児向けの絵本をセットにしたもののことです。

- ・ブックトーク

ある特定のテーマに沿って数冊の本を紹介すること。参加者にそれらの本について読書意欲を起こさせることを目的とします。読書の領域を拡大し、新しい分野に興味と関心を引き起こす読書への動機付けとして効果があります。

- ・ブックリスト

ある基準で選択して、読書を薦めたり紹介するために作られた本のリストのこと。ブックスタート関連事業「おはなし しゅっぱつしんこう！」では、図書館員のおすすめする乳幼児向けのおすすめの本のリストのことです。

- ・不読率

1か月に一冊も本を読まない子どもの割合

■ま行

- ・メディアリテラシー

放送番組やインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力や、メディアの特性を理解する能力、新たに普及するICT機器にアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを創造する能力等のことです。

(出典：総務省『令和3年度版情報通信白書』)

■ら行

- ・リーディングトラッカー

読書補助具の一つ。前後の行を覆い隠し、読みたい行に視点を集中することができます。読字障害や視覚障害のある人の読書をサポートするツールです。

- ・レファレンスブック（参考図書）

何かを調べるために使用する本のこと。辞書、地図、目録、索引、図鑑など。



関連法令

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)



第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

(子ども読書の日)

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



第3次流山市子どもの読書活動推進計画
(素案)

令和8年

発行 流山市教育委員会

編集 流山市教育委員会生涯学習部 図書館

住所 〒270-0176 千葉県流山市加 1-1225-6

電話 04-7159-4646